

恵庭市国民健康保険施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月22日

恵庭市長 原 田



恵庭市規則第13号

恵庭市国民健康保険施行規則の一部を改正する規則

恵庭市国民健康保険施行規則（昭和38年規則第3号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第1条～第11条（略） （傷病手当金の支給） 第11条の2（略） 2～4（略） 第12条～第22条（略）	第1条～第11条（略） （傷病手当金の支給） 第11条の2（略） 2～4（略） <u>5 恵庭市国民健康保険条例の一部を改正する条例(令和3年条例第9号)附則第2項で定める日は、令和5年5月7日とする。</u> 第12条～第22条（略）

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給に関する規定の適用）

2 恵庭市国民健康保険条例（昭和34年条例第2号）第6条の2第1項で定める被保険者が、恵庭市国民健康保険条例の一部を改正する条例(令和3年条例第9号)附則第2項で定める期間に新型コロナウイルス感染症に感染したとき、又は発熱等により当該感染症の感染が疑われるときは、恵庭市国民健康保険施行規則第11条の2第1項から第4

項までの適用を受けるものとみなす。